

公共施設の見直し基本方針

平成19年5月

 長崎県対馬市

目 的

対馬市は、旧町毎に公共施設を有しており、他市と比較しても高い水準で配置されている状況であります。またその管理運営に約20億円を越す多額の経費を要しています。

これまで、公共施設の管理経費については経費節減に努め、年々削減を行ってきましたが、利用者が快適に利用できる状態を保ちながらの経費節減には限界があり、今後は、総体としてサービスの質の向上を図りながら、個々の施設は抜本的な管理形態の見直しや統合などによる施設の適正配置にも着手していく必要があります。

そして、施設管理の見直しにより、浮いた財源を他の優先順位の高い市民サービスや産業振興施策へ有効活用していく必要があります。

また、施設やその用地を民間に売却することで一時的な収入以外にも、固定資産税の収入増加や民間企業の柔軟な利活用により地域の活性化も期待できます。

このため、対馬市行財政改革推進委員会からの意見書を基に、公共施設、公共施設を管理運営する外郭団体、施設使用料の見直しを実施します。

取 組 み

1. 公共施設

公共施設は、福祉・健康増進、スポーツ・文化の振興、生涯学習といった市民サービスの向上や産業・商工振興などの観点から設置してきたものですが、今後の市財政、市民ニーズ、少子高齢化等の中で市民サービスの向上を図るには、現状のままの配置や管理体制では限界があります。

このため、以下の視点に留意し、行財政改革推進委員会からの意見を踏まえたうえで、全公共施設の見直しの検討を行い計画を作成します。

施設見直しの視点

市民にとって、日常生活に欠かすことのできない施設であるか。
時代の変化により、設置した目的が薄れていないか。他の目的に転用できないか。
近隣に代替施設はないか。
利用率向上の対策はないか。
利用の状況と維持管理コストの両面から見て、市民が納得できる施設か。(高コスト、低サービスになっていないか。)
民間に類似しているサービスはないか。また、民間(地元移管を含む。)で運営できないか。
最適な経営形態であるか。責任者は明確になっているか。
(民間活力の導入、指定管理者制度の導入)
コスト削減の余地はないか。

2．主な施設の見直しポイント（行財政改革推進委員会意見書より抜粋）

（1）温泉施設

指定管理者等公設民営への移行
近接施設の合体（一部施設の廃業）

（2）体育施設

近接施設の合体（一部施設の廃業）
指定管理者等公設民営への移行（NPO・ボランティア団体を含む。）

（3）各種公園

指定管理者等公設民営への移行（NPO・ボランティア団体を含む。）
意義の低下・利用度の低い施設の廃止

（4）公民館

近接施設の合体（一部施設の廃業）
指定管理者等公設民営への移行（NPO・ボランティア団体を含む。）

（5）保育所・幼稚園

民間保育所・幼稚園との経営比較を踏まえた民営化
近接保育所・幼稚園の合体（一部施設の廃業）
地域ごとの幼保一元化

（6）ごみ・し尿処理施設

燃料・資材等コスト削減
長期包括契約の導入 等
指定管理者等公設民営への移行

3．公共施設を管理運営する外郭団体

民間的な発想やノウハウ、経営感覚を取り入れ、行政が行うよりも柔軟で、かつ効率・効果的なサービスを提供するために、一部の公共施設の管理運営を外郭団体が担ってきました。

しかしながら、管理運営の担い手は、平成15年度の地方自治法改正により民間やNPO等に管理を代行させることが可能となっています。

このため、施設管理運営の担い手が、「真にその団体でなければならないのか」、また、「その団体が効率化やサービスの向上の成果を上げているのか」を、利用者の立場から検証を行います。

また、「民できることは民に」の原則の基、外郭団体と民間との競争入札の検討も行います。

4 . 施設使用料

使用料の見直しについては、市が作成した「使用料の基本的考え方(案)」(概要版を添付)は行財政改革委員会において、概ね了承されましたが、実行にあたっては、更なるコスト削減に努めたうえで算定する必要があるとの意見をいただいているため、19年度決算見込みにより再算定します。

5 . 施設維持管理コストの削減目標

優良なサービスを提供し続けるためには、コスト削減は避けては通れません。このため、「財政再建プログラム」の財政再建目標に示されている5千万円を超える施設維持管理コストの削減を目標額と定め取り組みます。

基準年	18年度決算比の削減目標とする。
対象施設	ごみ、し尿施設以外の施設とする。
その他	目標額は、施設の管理運営に従事する正職員の人件費を除く額とする。

6 . 施設見直し計画等の公表

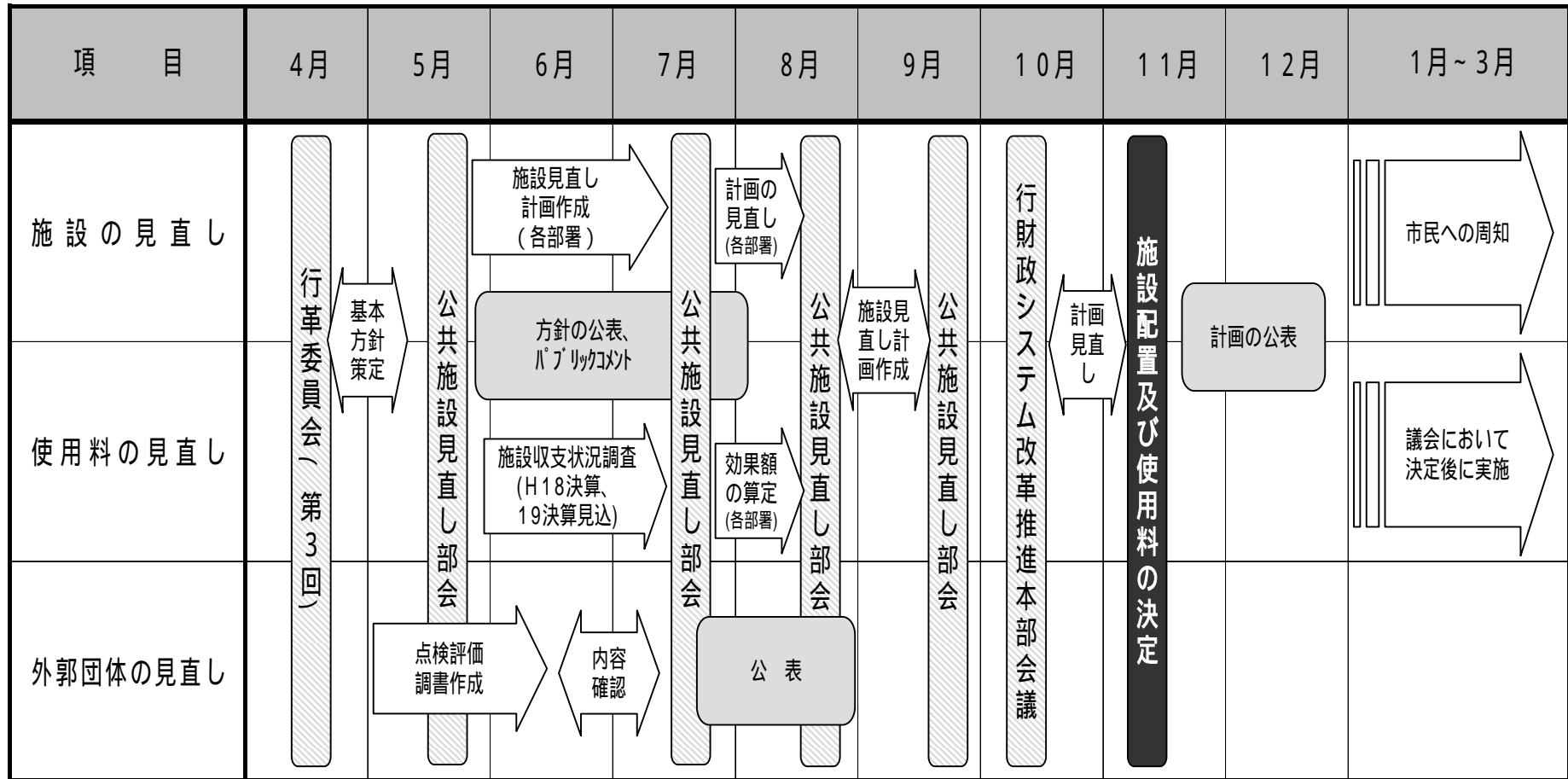
この基本方針のパブリックコメントを実施し、市民からのご意見を踏まえた公共施設見直し計画を策定します。

また、策定した計画も市民の皆様にわかりやすく公表します。

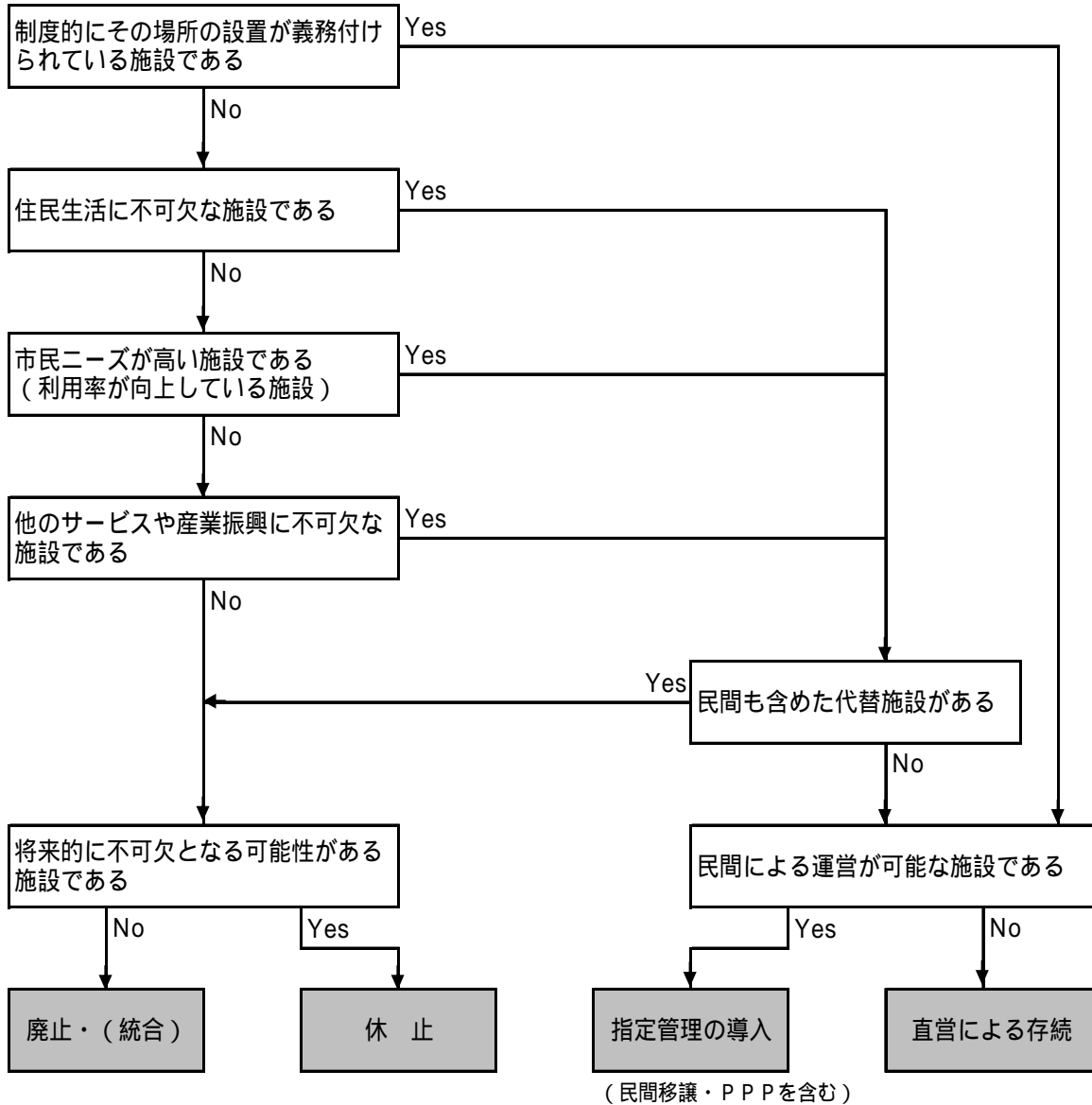
《計画案の公表方法》

- ・ 広報つしま
- ・ 市ホームページ
- ・ 各支所、地区公民館に設置

見直しスケジュール（案）



公共施設診断フロー



1. 「制度的にその場所の設置が義務付けられている施設」とは、法律等で設置が義務付けされている施設をいう。
2. 「住民生活に不可欠な施設」とは、ゴミ・し尿処理施設、保育所、診療所などのような、日常生活に欠かすことのできない施設をいう。
3. 「民間も含めた代替施設」とは、体育館の近くに学校の体育館がある場合のように、その施設の代替えとすることができる施設をいう。

使用料の基本的考え方(案)【概要版】

対馬市では、対馬市行財政改革推進委員会からの最終答申及び対馬市行財政改革大綱に基づき、使用料の適正化を図るために「使用料の基本的な考え方(案)」をまとめました。今後、この考え方を基に使用料の見直しを行っていきたいと考えています。

1 基本的な考え方

目 的

使用料の積算根拠を明確にしたうえで、施設利用者(受益者)に応分の負担を求め、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するため、全体としてのルールの一統化を図りました。

対 象

- ・ 専有する施設(公民館などの会議室、体育館、野球場など)
- ・ 不特定多数で使用する施設(資料館、プールなど)
- ・ その他の施設(夜間照明施設、テント、シーカヤックなど)

水道料金や渡海船の乗船料金などの特別会計により経費が賄われているものや、ゴミ、し尿処理手数料などのように、今回の考え方になじまないものは対象外とします。

見直し時期

- ・ 見直し時期は、十分な議論を踏まえ決定します。
- ・ 使用料は、原則3年ごとに見直しを実施します。

2 算定方法

施設利用者に負担していただく適正な使用料を算定するために、施設を運営していくうえで必要となるコスト(総費用)を基に使用料を算定します。

使用料の算定方法

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{減額率}$$

○「原価」は、施設のランニングコスト、該当施設に従事する職員の人件費を基に算定

○「性質別負担割合」は、各施設サービスの性質別分類に基づく行政と受益者の負

担する割合

○「減額率」は、子ども、高齢者、障害者など利用者に応じた減額割合

原価の算定方法

類似施設の基準となる施設を設定し、その施設の原価を他の類似施設にも使用します。

専有する施設（公民館などの会議室、体育館、野球場など）

・ 1時間当たりを基本とし、施設使用料の基準となる1㎡当たり原価を求めます。

（1㎡当たりの時間原価 = 施設全体の年間のコスト ÷ 貸出面積 ÷ 年間供用時間数 ÷ 利用率）

不特定多数で使用する施設（資料館、プールなど）

・ 1人当たりを基本とし、施設使用料の基準となる原価を求めます。

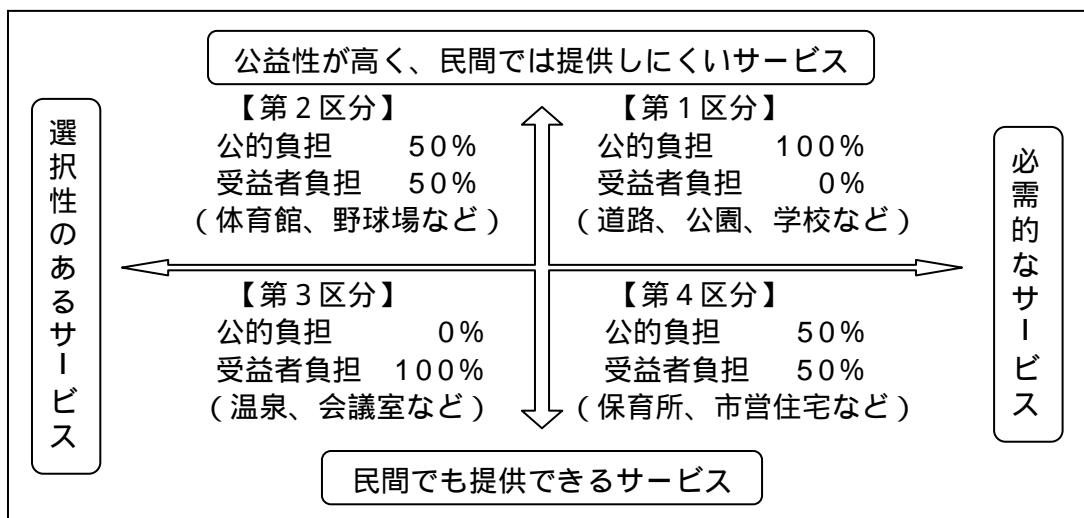
（1人当たりの原価 = 施設全体の年間のコスト ÷ 施設利用見込数）

その他の施設（夜間照明施設、テント、シーカヤックなど）

・ 個別の方法により算出します。

性質別負担割合

施設の利用者に、施設にかかる全ての原価を負担していただくのではなく、施設のサービス内容に応じ応分の負担をしていただくため、施設のサービス内容を下の図のとおり4つの性質に整理します。



3 その他の基準

使用料の単位

使用料は、基本的に100円単位（少額なものは10円単位）とします。

使用料改定の上限

今回の使用料見直しにより急激な負担増とならないように、新たな使用料が現行の使用料の1.5倍を超える場合には、「1.5倍を上限」とします。

4 減額・免除規定

基本的な考え方

受益者（利用者）負担の原則を徹底するため、「減額・免除規定」については、あくまで特例的な措置とし、その適用については、真にやむを得ないものに限定します。

対 象

- ・免除（100%行政負担）は、公共性が高いもの、又は教育目的が強いものに限ります。
- ・減額は、政策的なものを対象とし、減額率は一律50%とします。

主な適用の変更

【新規対象】

障害者、高齢者（70歳以上）、小・中学生は、減額対象とします。

【適用変更】

・市、教育委員会が後援	免除	減額
・体育協会主催大会	免除	減額
・文化協会、体育協会並びに加盟団体	免除	減額
・公民館講座後の自主グループ	免除	適用外
・PTA、育成会、青年団、婦人会等	免除	減額